

令和 2 年 6 月 9 日提出

熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大西一史

熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約

熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 3 の 1 生活機能の強化に係る政策分野の表に次のように加える。

| | | |
|-----------|------|--|
| (9) 環境の保全 | 取組内容 | 良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して環境の保全に取り組む。 |

(提出理由)

熊本市と阿蘇市との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和 2 年 6 月 9 日提出

熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大西一史

熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約

熊本市及び美里町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 3 の 1 生活機能の強化に係る政策分野の表中(10)の項を(11)の項とし、(9)の項を(10)の項とし、(8)の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------|------|--|
| (9) 観光の振興 | 取組内容 | 圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して観光客の誘致に取り組む。 |

別表第 3 の 2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表中(5)の項を(6)の項とし、(4)の項を(5)の項とし、(3)の項を(4)の項とし、(2)の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------|------|--------------------------|
| (3) 広域的 | 取組内容 | 広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を |
|---------|------|--------------------------|

| | | |
|--------|------|----------------------|
| 道路網の構築 | | 促進する。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。 |

(提出理由)

熊本市と美里町との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 2 年 6 月 9 日提出

熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大西一史

熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約

熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 3 の 2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表に次のように加える。

| | | |
|--------------|------|--|
| (6) 移住・定住の促進 | 取組内容 | 大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。 |

(提出理由)

熊本市と菊陽町との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和 2 年 6 月 9 日提出

熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大西一史

熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約

熊本市及び高森町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 3 の 1 生活機能の強化に係る政策分野の表に次のように加える。

| | | |
|------------|------|--|
| (10) 環境の保全 | 取組内容 | 良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して環境の保全に取り組む。 |

(提出理由)

熊本市と高森町との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和 2 年 6 月 9 日提出

熊本市及び南阿蘇村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の
一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び南阿蘇村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大西一史

熊本市及び南阿蘇村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を
変更する協約

熊本市及び南阿蘇村における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 3 の 1 生活機能の強化に係る政策分野の表中(9)の項を(13)の項とし、(5)の項から(8)の項までを 4 項ずつ繰り下げ、(4)の項を(7)の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------------|------|---|
| (8) 空家対策等都市空間に関する課題への対応 | 取組内容 | 空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。 |

別表第 3 の 1 生活機能の強化に係る政策分野の表中(3)の項を(6)の項とし、(2)の

項を(5)の項とし、(1)の項を(4)の項とし、同項の前に次のように加える。

| | | |
|-------------------|------|---|
| (1) 地域医療の充実 | 取組内容 | 人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。 |
| (2) 子育て支援の充実 | 取組内容 | 子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。 |
| (3) 高齢者、障がい者等への支援 | 取組内容 | 高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。 |

別表第3の2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表中(3)の項を(5)の項とし、(2)の項を(3)の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------|------|---|
| (4) 地産地消の推進 | 取組内容 | 圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して地産地消の推進に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して地産地消の推進に取り組む。 |

別表第3の2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表中(1)の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------|------|---|
| (2) I C T を活用し | 取組内容 | 圏域内外に対する圏域情報の発信について、I C Tを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。 |
|----------------|------|---|

| | | |
|-----------|------|---|
| た広域的な情報発信 | 甲の役割 | 乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。 |

別表第3の2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表に次のように加える。

| | | |
|--------------|------|--|
| (6) 移住・定住の促進 | 取組内容 | 大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。 |

(提出理由)

熊本市と南阿蘇村との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 2 年 6 月 9 日提出

熊本市及び嘉島町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び嘉島町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大西一史

熊本市及び嘉島町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約

熊本市及び嘉島町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 3 の 2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野の表に次のように加える。

| | | |
|--------------|--------------|---|
| (4) 移住・定住の促進 | 取組内容 甲の役割 | 大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。 乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。 |

(提出理由)

熊本市と嘉島町との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和 2 年 6 月 9 日提出

熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大西一史

熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約

熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第 3 の 1 生活機能の強化に係る政策分野の表中(9)の項を(12)の項とし、(5)の項から(8)の項までを 3 項ずつ繰り下げ、(4)の項を(6)の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------------|------|---|
| (7) 空家対策等都市空間に関する課題への対応 | 取組内容 | 空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。 |

別表第 3 の 1 生活機能の強化に係る政策分野の表中(3)の項を(5)の項とし、(2)の項

を(4)の項とし、(1)の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------|------|---|
| (2) 子育て支援の充実 | 取組内容 | 子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実を図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。 |
| (3) 高齢者、障がい者等への支援 | 取組内容 | 高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。 |
| | 甲の役割 | 乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。 |
| | 乙の役割 | 甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。 |

(提出理由)

熊本市と山都町との間における連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。